

令和7年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭

「みんな芸 アート・ライブ」等開催業務

公募型プロポーザル説明書

1. 本説明書は、令和7年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭「みんな芸 アート・ライブ」等開催業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭「みんな芸 アート・ライブ」等開催業務

(2) 業務履行場所

奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局（奈良県地域創造部文化振興課内）

(3) 業務内容

別紙「令和7年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭「みんな芸 アート・ライブ」等開催業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 委託上限額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）を限度とします。

※当実行委員会に対する県負担金に係る県予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当実行委員会は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(5) 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで。

(6) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁本庁舎4階）

奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局

（奈良県地域創造部文化振興課内）

TEL : 0742-27-8488（直通）

FAX : 0742-27-8481

Mail : bunka@nara-arts.com

3. 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 参加資格要件

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者又は本業務の受託のために結成された共同企業体とする。

共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、次に掲げる①～⑫に示す参加資格の要件を満たしている者であること。また、代表者又は構成員のいずれかが⑬に示す参加資格の要件を満たしている者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 国税及び地方税を滞納していない者であること。

③ 本件業務の参加表明書提出の日から選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。

④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこ

- と。
- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
 - ⑦ 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目 Q5「役務の提供（広告・イベント業務）」に登録されていること。
 - ⑧ 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ⑨ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑩ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - ⑫ ⑩及び⑪に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ⑬ 同種又は類似の業務を過去5年間（令和2年2月1日～令和7年1月31日）に受託し、同期間に履行を完了した実績を有する者であること。
 - 同種業務：過去5年間における地方公共団体等が主催する芸術文化に関するイベントの開催業務（イベント主催者と契約し、直接受託したものに限り）
 - 類似業務：過去5年間における地方公共団体等が主催する芸術文化以外に関するイベントの開催業務（イベント主催者と契約し、直接受託したものに限り）
 ※履行した実績の記載は最大3件とし、共同企業体の場合は、構成する事業者ごとに履行した実績（最大3件）を記載できるものとする。

(2) 共同企業体の参加に係る留意点

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。
- ② 代表者及び構成員の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ③ 業務の履行形態に応じた共同企業体協定書を事務局に提出すること。
- ④ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ⑤ 代表者及び構成員を変更することはできない。
- ⑥ 参加表明については、様式2-2【参加表明書】を使用すること。
- ⑦ 参加申込については、様式3-2【参加申込書】を使用すること。
- ⑧ 様式4【事業者概要書】、様式5【同種または類似業務受注実績】及び奈良県競争入札参加資格を有することを証明する書類は共同企業体を構成する事業者ごとに作成すること。
- ⑨ 様式6【委託業務実施体制】は共同企業体の名称を記載すると共に共同企業体の代表者の法人名、所在地、代表者名を記載し、代表者印を押印し作成すること。作成にあたり、共同企業体を構成する会社の分担がわかるようにすること。

4. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 3の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

5. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、事前に参加表明書と類似業務実績を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

(1) 参加表明書（様式 2 または様式 2-2）及び同種または類似業務実績（様式 5）の提出について

○提出期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土日祝を除きます。）

○提出先

2（6）担当部局に同じ

○提出方法

持参、郵送または電子メールにて提出すること。電子メールでの提出は、題名の最初に〈令和 7 年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭ガイドブック及び Web サイト制作業務参加表明〉と明記すること。なお、郵送または電子メールにて提出の際は、必ず電話にて送付した旨を連絡し、書類到着の確認を行うこと。

○提出書類

以下の書類各 1 部

参加表明書【様式 2 または様式 2-2】

同種又は類似業務受注実績【様式 5】

- ・業務実績については、同種業務の方が類似業務よりも配点が高いことに留意し記載すること。なお、記載できる実績は 1 事業者について最大 3 件までとする。
- ・同種または類似業務の受注実績（様式 5）への補足資料として、可能な限り実績に記載されているガイドブックを添付すること。当該資料の添付がなく、当様式における業務概要の記載内容確認後、事務局が必要と判断した場合には追加資料を求めたり、電話、メール等にて確認を行う場合があることに留意すること。

奈良県競争入札参加資格を有することを証明する書類

(2) 企画提案書の提出について

○提出期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 28 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土日祝を除きます。）

○提出先

2（6）担当部局に同じ

○提出方法

提出書類は事務局に提出すること。なお、提出方法は持参または郵送に限る。

※ただし、副本については、別途、PDF データを事務局宛に電子メールで提出すること

郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便または民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

※企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

○提出書類

提出書類	形式	提出部数	様式
ア 参加申込書	A4	正 1 部	様式 3 または様式 3-2

イ 事業者概要書	A4	正 1 部	様式 4
ウ 委託業務実勢体制	A4	正 1 部、副 8 部	様式 6
エ 企画提案書	A4 または A3	正 1 部、副 8 部	任意
オ 本業務の受託見積書	A4	正 1 部、副 8 部	任意
※ウ～オの副本については、別途、PDF データを提出すること			

○企画提案内容は以下の内容に留意すること。

企画提案書は次の事項について提案すること。（「企画提案書評価基準」を参考とすること。）

なお、選定審査会において提案がないと判断された項目については配点なしとする。

a 業務実施方針

- ・奈良県みんなでたのしむ大芸術祭の趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え方を、実施方針として記載すること。

b 業務実施スケジュール

- ・本業務の実施に必要なスケジュール、実施フローを記載すること。

c 「みんな芸 アート・ライブ」の企画・実施について

- ・目玉となるアーティストが出演するパフォーマンスについての企画内容、演出

d 「みんな芸アート・ライブ」の会場設営について

- ・誰もが観覧しやすいような会場・舞台レイアウト
- ・観客の視界が妨げられないように、舞台付近の観客が着座して観覧できる工夫。
- ・公募出演団体が安全でスムーズに会場まで移動できるような導線

e 「県民きらめきステージ in なら歴史芸術文化村」の企画実施

- ・アーティストが出演するパフォーマンスについて、文化村全体の賑わいを創出できる企画内容・演出

f 公募団体の選考

- ・公募出演団体の選考について、選考の際のフローや選考基準

g 障がいのある人への配慮

- ・具体的な配慮、対応等

○本業務の受託見積書

宛先は「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭実行委員会 会長 山下真」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）

① 企画提案書等作成上の留意事項

(ア) 文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。

(イ) 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとする。

(ウ) 用紙は日本産業規格 A4 片面印刷とすること。なお、A3 サイズを使用する場合には折り込むこと。

(エ) 企画提案書は 15 ページ以内（表紙を含まない、但し 15 分以内で説明可能なページ数）とすること。なお、A3 サイズを使用する場合は、A4 サイズ 2 ページとしてカウントする。

(オ) 副本については、提案者を特定することができる内容の記述（個人名、具体的な社名）を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。ただし、雑誌名、商品名、ブランドロゴの記載についてはこの限りではない。

(カ) 企画提案書が本実施要項及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

② その他

1 事業者につき 1 提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

5. 企画提案に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

受付期間：令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 14 日（金）12 時まで

質問方法：質問は、質問票（様式 1）に質問事項を記載の上、電子メールにて送付すること。なお、電子メールの題名の最初に〈令和 7 年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭「みんな芸 アート・ライブ」等開催業務委託事業者募集への質問〉と明記すること。電話など口頭による質問は一切受け付けない。

※電話にて送付した旨を連絡すること。

(2) 質問への回答

回答方法：奈良県地域創造部文化振興課ホームページに掲載（2 月 19 日（予定））

※質問者への個別の回答は行わない。

※公表の際、質問者名は明示しない。

6. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書の評価

- ① 企画提案書等の評価は、選定審査会において、『令和 7 年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭「みんな芸 アート・ライブ」等開催業務 企画提案書評価基準』に基づき審査を行うものとし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定する。但し、提案者が 1 者の場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の 6 割以上の場合には当該提案者を契約の相手方として選定する。審査は非公開で行う。
- ② 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和 7 年 3 月 7 日（金）（予定）に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。
- ⑤ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。

(2) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

- (1) により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、優秀提案者として選定する。ただし、総得点が一定基準（満点（100 点×評価する審査委員数）の 6 割）に達しない場合は、最優秀提案者または優秀提案者とししない。

7. 事業者との契約

- ① 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、優秀提案者と契約締結の協議を行う。
- ② 選定された者は、通知があり次第、実行委員会担当者と打合せを行い、業務委託契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ③ 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ④ 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ⑤ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）に定めるところによる。
- ⑥ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除

することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ. 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ. 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ. 本契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ. 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、実行委員会が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク. 本契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を実行委員会に報告せず、または警察に届け出なかったとき。

- ⑥ 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等、実行委員会、契約の相手方いずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、契約を解除し、協議のうえ必要な措置をとることがある。また、契約を解除した場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えない。また、その際、契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければならない。

8. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

9. その他

(1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。

(2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

(3) 採択された事業計画・事業提案は、実行委員会との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

(4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。

県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

(5) 非選定通知書による通知を受けた者は、その理由の説明を求められることができるものとする。説明を希望する者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）以内に事務局長に書面により請求しなければならない。

(6) 募集及び契約については、実行委員会の都合（天災地変、感染症等）により中止または延期することがある。当実行委員会は生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(参考) 日程

手続等	期間・期日・期限	場所、提出方法
説明書・仕様書の交付	令和7年2月21日(金) 17時まで	奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) 奈良県文化振興課ホームページに掲載又は上記課で交付
提案書に関する質問の受付期間 (様式1)	令和7年2月14日(金) 12時まで	奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) ※電子メールにて受付。電話にて送付した旨を連絡すること。
参加表明書等の受付 (様式2、2-2、5)	令和7年2月21日(金) 17時まで	奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) ※持参、郵送または電子メールにて受付 ※郵送、電子メールの場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
提案書等提出期限 (様式3、3-2)	令和7年2月28日(金) 17時まで	奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) ※持参または郵送 ※提案書の提出を郵送する場合は書留郵便に限る。 ※郵送の場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
プレゼンテーション審査	令和7年3月7日(金) (予定)	時間詳細は、対象者に対し連絡予定
選定または非選定の通知	令和7年3月10日(月) (予定)	